

高年齢者再雇用における 人事処遇制度設計・実務セミナー

～希望者全員雇用時代の再雇用制度見直し方向とは～

昨年8月29日に、継続雇用の「対象者基準の廃止」等が盛り込まれた改正高年齢者雇用安定法が国会で可決され、老齢厚生年金の報酬比例部分の支給開始年齢の引き上げに合わせ、原則、希望者全員の再雇用義務化が4月1日に施行されます。

しかしながら現在の企業の再雇用制度は、年金支給を前提とする処遇制度設計や、職務内容と関わりなく処遇を決定する仕組みを取り入れるケースが多く、今後60歳代前半層の雇用が拡大する中、会社全体の人件費管理を踏まえつつ、いかに再雇用者の処遇制度を公平かつ納得性の高い制度に見直していくかは、企業にとっての喫緊の課題であると言えます。

そこで本セミナーでは、経団連事業サービス・人事賃金センターの吉田純一センター長より、法改正の背景や、高齢者を再雇用する際の人事賃金制度の設計ポイントなどについて解説いたします。ご参加をお待ちしております。

- ◆ 日 時 : 平成25年3月4日(月) 13:30～16:00
- ◆ 会 場 : 郡山ビューホテルアネックス 4階「山桜」 定員:30名
郡山市中町10-10 TEL:024-939-1111
- ◆ 講 師 : (一社)経団連事業サービス 人事賃金センター長 吉田 純一 氏
<略歴> 東京大学卒。電気音響(株)労務課長、日経連職務分析センター所長、
日経連理事労政部長兼人事賃金センター所長、(財)産業雇用安定センター事務局長
などを経て、2008年より現職
- ◆ 内 容 : 「定年後再雇用における人事賃金制度の見直し」
○継続雇用制度導入義務化のあらましと法改正のポイント
○継続雇用制度において希望者全員を対象としない場合(契約更改時)
○労使協定(再雇用制度)例
○人事・賃金システム設計ポイント
○企業事例
○質疑応答
- ◆ 申込要領 : 下記申込書にご記入の上、FAX(024-922-1828)にてお申し込み下さい。
- ◆ 受講料 : 会員 一人 1,000円 非会員 一人 3,000円
※セミナー当日にご持参下さい。
- ◆ 申込締切 : 平成25年2月25日(月)
- ◆ 問合せ先 : 福島県中部経営者協会 事務局 TEL:024-922-1495

福島県中部経営者協会 宛 FAX 024-922-1828

[受講申込書]

事業所名		ご担当者氏名		TEL	FAX
ご受講者	役職		氏名		
ご受講者	役職		氏名		
ご受講者	役職		氏名		

※本申込書でご提供いただいた個人情報は、参加者名簿を作成し講師にお渡しする他、セミナーの出欠確認以外には利用いたしません。